

第VII章 総括

良田平田遺跡では、平成23年度・平成24年度の2ヶ年にわたる発掘調査によって、弥生時代から近世に至る遺構、遺物が確認された。本章では、遺跡全体の変遷を概観するとともに、特筆すべき古代の遺構、遺物を整理しながら遺跡の性格と機能について評価し、調査の総括としたい。

第1節 良田平田遺跡の変遷

弥生時代以前

良田平田遺跡が立地する小開折谷の開発は縄文時代晚期に遡る可能性が高い。3区で古代の掘立柱建物の下から検出されたスギの根株について放射性炭素年代を測定した結果、縄文時代晚期～弥生時代前期初頭に相当する年代値が得られており（第VII章第4節参照）。遅くともその頃には3区・4区が位置する枝谷に伐木等の開発行為が及んでいる。当遺跡西側に広がる谷底低地に位置する良田中道遺跡では、自然流路等から縄文時代後・晚期の土器が出土しており、当地域が縄文時代後期以降は活動域であったことが推測される。さらに、丘陵を越えた東側の高住平田遺跡で縄文時代前期中業の土器が自然河川内から出土しており〔中尾編2013〕、湖山池南岸の遺跡動態からすれば、当地域が人々の活動域として利用された時期はさらに遡る可能性もある。

弥生時代中期には生産活動が当遺跡周辺に及んでいたことが出土遺物や自然科学分析の結果から推測される。特に、3区・4区が位置する枝谷周辺での開発行為は縄文時代晚期以降盛んだったようで、それにより斜面崩壊や土石流の発生が引き起こされた可能性がある（第VII章第1節参照）。帰属時期は明らかでないが、出土した磨製石器類は伐採斧から小型の加工斧までバリエーションがあり、小型の両刃石斧などは弛緩的形態を呈すが片刃石斧は規整的なつくりをしているので、やや時期幅があろうか。石窓丁とその未成品、木窓丁が出土していることから周辺の谷底低地で水田が営まれていた可能性は高く、近傍に当該時期の集落が展開していたと推測する。

古墳時代

3区・4区で古墳時代前期末及び中期末の井戸（4317井戸、3443土坑）、中期頃と考えられる掘立柱建物17・18が確認されており、集落域として利用されている。3473流路、3437流路では口縁の一部を打ち欠いた壺や小型丸底壺、脚部以下を打ち欠いた高杯など祭祀行為後に投棄されたものが目立ち、これらは中期後半に比定される。また、管玉、勾玉の製品以外に擦切溝をもつ素材剥片が出土しており近傍で玉作が行われていた可能性が高いが、勾玉は形態的な特徴から見て中期末頃の所産と考えられ、中期後半～末が集落の一つの画期であったと推測する。

当遺跡北側には湖山池南岸に面した塞ノ谷遺跡があり、護岸施設や池状遺構とともに木製農工具や容器、水辺の祭祀に供された遺物が出土している。塞ノ谷遺跡の継続時期は弥生時代から古墳時代後期頃までのようだが、その後背地に同時期に営まれた集落であるため関係が深いといえよう。

古代

古代の様相は第2節で詳しく触れる。3区・4区が位置する枝谷に溝で区画された掘立柱建物が継続的に構築され、溝から出土した木簡や墨書き器、銅製腰帶具、木製祭祀具等からすれば遺跡地内に

官衙関連施設が存在したと考えられる。その時期は前白木簡の存在から7世紀末に遡る可能性があり、遺構に伴って急激に出土量が増す7世紀末～8世紀前葉の土器群もそれを示唆する。墨書き器には「馬津」や「船」など水運に係る文字が認められ、施設の性格に係るものとして重要である。また、良田地域が明治4（1871）年に改称する前の旧称「荒田」⁽¹⁾を記したもの（「荒田大内」など）は、当該地名が8世紀後半まで遡ることを示しており、地域史を明らかにする上で大きな成果の一つである。

掘立柱建物や溝などの施設群が構築されるのは10世紀前半段階までで、谷奥部（4区）は9世紀以降耕作地に充てられた。第3層の自然科学研究結果からすれば、3区・4区の位置する枝谷内は一時的に放棄された時期を挟みしつつ水田等耕作地として利用されていたようだ（第Ⅶ章第1節参照）。その後、遺物はわずかに11世紀後半～12世紀前半の白磁碗を伴う程度で、土地利用は低調だったと考えられる。

中世以降

中世以降は、2～4区でイネ属植物珪酸体の産状に差異が認められるものの、全体として各時期にわたり水田が営まれたと考えられ、現在に至るまで耕作地として利用されている。ただ、第2-2層で「元應元（1319）年」と記された紀年木簡（17号木簡）の断片が出土しており、木簡の用途は不明ながら、遺跡周辺が鎌倉時代末期まで拠点的な場所として機能していたことを示唆している。それは、当地域に成立したとされる「荒田保」とも深く関係しているものと考える。

第2節 古代における良田平田遺跡の性格と機能

（1）古代遺構群の変遷

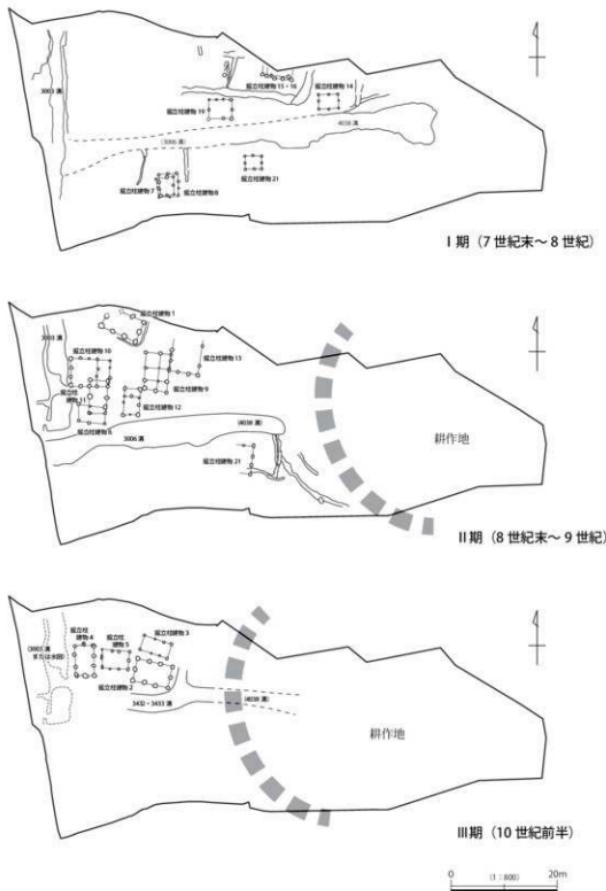
良田平田遺跡では、3区・4区で古代の掘立柱建物や溝、土坑が、2区で水田が検出された。このうち、主要な遺構群が確認されている3区・4区の状況について、その変遷を見ていく（第306図）。

I期（7世紀末～8世紀）

当遺跡において古代の施設群が造成、構築される時期であり、その嚆矢は7世紀末に遡る可能性がある。3区・4区の位置する枝谷（以下、谷）の谷筋を走る溝（4038溝と3006溝で構成される溝）と、その西端で直交し南北に直線的に走る溝（3003溝）が掘削される。4038溝は谷筋を洗掘する細溝を水路として利用したものの、東側は谷奥まで延びず溜池状に収束させる。後の3438流路（溝）も同様で、概ね直線的に走行していたと推測される。地形的にやや低くなる谷の北側は客土して嵩上げし、溝の南北に2間×2～3間程度の掘立柱建物を構築している。谷の北西部は9世紀以降の建物群の柱穴が密集しており、当時期の様相が不明だが、掘立柱建物7・8、掘立柱建物15・16の関係から見れば検出された建物群は概ね2段階の変遷を経ているものと考えられる。建物群は小規模なものだが、多くが東西方向に主軸をとり、施設全体としては計画的な配置が窺える。

II期（8世紀末～9世紀）

掘立柱建物群は谷部が開けた北西部へ集中する。谷線を走る溝より南側には、当期の可能性がある掘立柱建物21しか認められない。掘立柱建物は1間×2～3間または2～3間×3間（以上）のもので、調査範囲に限って見ても前段階より建物規模が大型化しており、柱穴径もそれに同調する。このうち、掘立柱建物1は北側の丘陵裾に位置し、1棟だけ主軸を丘陵と平行するようとなる。柱径は約30cmを測り（第268～269図）、当期においては規模・構造の面から見ても中心的な建物だった



第306図 古代主要遺構群変遷図（3区・4区）

可能性があるだろう。検出できた建物群は掘立柱建物9と13、掘立柱建物11と12のように規模や主軸方位が近似するものがあり、やはり2段階程度の変遷を経たものと推測する。

建物群が谷の北西部に集中することに加え、この時期の大きな変化として谷奥側が耕作地として利用され始めることが挙げられる。建物群の南側を区画する溝は谷奥側の大部分が埋没している。ただ、掘立柱建物21周辺までは溝が中～下層により埋積した後に第4層を客土して新たな水路を造成して

おり、水路としての機能を保持していたことがわかる。この溝は9世紀後半頃まで浚渫を繰り返して使用されたようだが、10世紀には役割を終えてほぼ埋没している。一方、建物群の西側を区画していた3003溝は、3006溝から北側だけに存在する浅い窪地状を呈した溝となり、2区へ続く水田との区画以上の機能を有していなかったと考える。

Ⅲ期（10世紀前半）

建物群の位置はほぼ変わらないが、より北西部に集約される傾向にある。掘立柱建物4のみ3003溝に沿って主軸をほぼ南北方向にとるが、他は北西-南東である。掘立柱建物2と掘立柱建物4は柱抜き取り穴、抜き取り後埋め戻し痕跡が認められるのにに対し、掘立柱建物3と掘立柱建物5はその痕跡がない。切り合い関係がなく推測の域を出ないが、全体が近接しすぎているため同時並存は考え難く、掘立柱建物2・4よりも掘立柱建物3・5が後に出する建物の可能性がある。

前段階まで建物群を区画していた溝にも変化が見られ、3006溝は埋没して浅い窪地状になり、新たに3432・3433溝（・3014溝）が建物群の東～南を区画する水路として掘削される。この溝の上流部は4038溝北側部分と一部重複する箇所まで延びていたと考えられ、その範囲は第4層が削られている（第52図17～19層が該当）。建物群西側の3003溝部分では埋土上層からわずかに10世紀前半の土器が出土しているが、検出状況からすれば前段階のように途中が陸橋状に切れる構造ではなく浅い直線的な溝であったか、既に水田となっていたかのどちらかと推測する。

（2）主要遺物の検討と評価

木簡 古代に帰属する木簡は16点出土した。特筆すべきは7世紀末に遡る可能性をもつ1号木簡（前白木簡）であり、大きく2つの重要な意味をもつ。まず、大宝令施行以前の因幡国において「御前」に上申する書式を用いられる高位の人物が存在したことである。高位の人物とは国宰（後の国司）や中央から派遣された官使などが候補となり、そうした人物が因幡国へ移動、駐在していたことを窺わせる〔山本・高尾・藤井2014、山本2014〕。もう一つは、使者によって内容を口頭伝達された上申文書（木簡）が当遺跡地内で廃棄された、ということである。国内を移動する官人が文書を受け取るなど様々な便益を供される際の拠点的な施設が令前の当遺跡地内に存在したことを示唆しており、この場所が重要視されていたことは明らかである。

その他、因幡国高草郡刑部郷の戸主・戸口を列記した記録木簡（歴名、5号木簡）⁽²⁾や、米などの数量が記された帳簿木簡（8号、9号木簡）、訟えに関わる文書木簡（10号木簡）が見られ、木簡からすれば施設の機能や性格は特定されたものではなく、様々な事務が行われていたと推測される。

墨書き土器 墨書き土器は169点出土し、試掘調査で見つかった1点を加えると総計170点となる。出土遺構・層位別の点数、文字別の点数は第VI章第4節（2）で述べたとおりで、それらを時期別に見ていくと、以下のことが指摘できる（第307図）。

墨書き土器の組成と変遷 当遺跡における墨書き土器の初現は8世紀前半であり、文字は「門」、「大内」、「下内」が見られる。「大内」は高台付帯底部外面全体を使って大きく書かれるが、「門」「下内」は一字文字が1cm角程度と小サイズで線も細いことが特徴である。「下」はこれ以降見られない。

8世紀後半には文字の種類が増える。「門」関係では「門上」「門西」「門東」など「門」に方位を加えた組み合わせが認められるようになる。「上」は東や西と併用されている。さらに、この時期には「家」（イヘ）、「大内」に土地名が加わった「荒田大内」が見られる。その他にも「高郡」（高草郡

の略か)、「越」、「石井」、「田子」、「清水」など土地名・人名に関わる多様な文字が記されることが特徴として挙げられよう。また、「津」がこの時期から書かれている点も重要である。文字サイズは2cm角程度のものが主体となるが、「荒田大内」や「高郡」などは小サイズで筆跡も細い。

8世紀末～9世紀前半には、「門」関係墨書き土器は「門上」と「門東(+○)」、そして新たに加わった「門宅(ヤケ)」という組成になる。「門」に方位・位置関係を付す土器から「西」が欠落すること、「門東」に番号を付すもの(「一」や「家二」)が見られること、他に「東大家」もあることから、基点から見た東側に供膳具の識別が必要な施設が存在したことを示唆している。前段階に続き、「荒田(大内)」を記すもの、人名と考えられるもの(「今主」)が認められるほか、「□見庄」のように莊園との関連を窺わせるものがあり注意される。また、「馬」や「馬津」が存在し、いずれも物資の運搬(移送)を想起させる文字である。文字サイズは2cm角以上の中サイズのものが主体となるほか、2文字が合成したように近接して書かれたり、ハネの位置が間違っていたり、筆画の一部が省略されるなど、文字の体裁が変容しているものが目立つ。

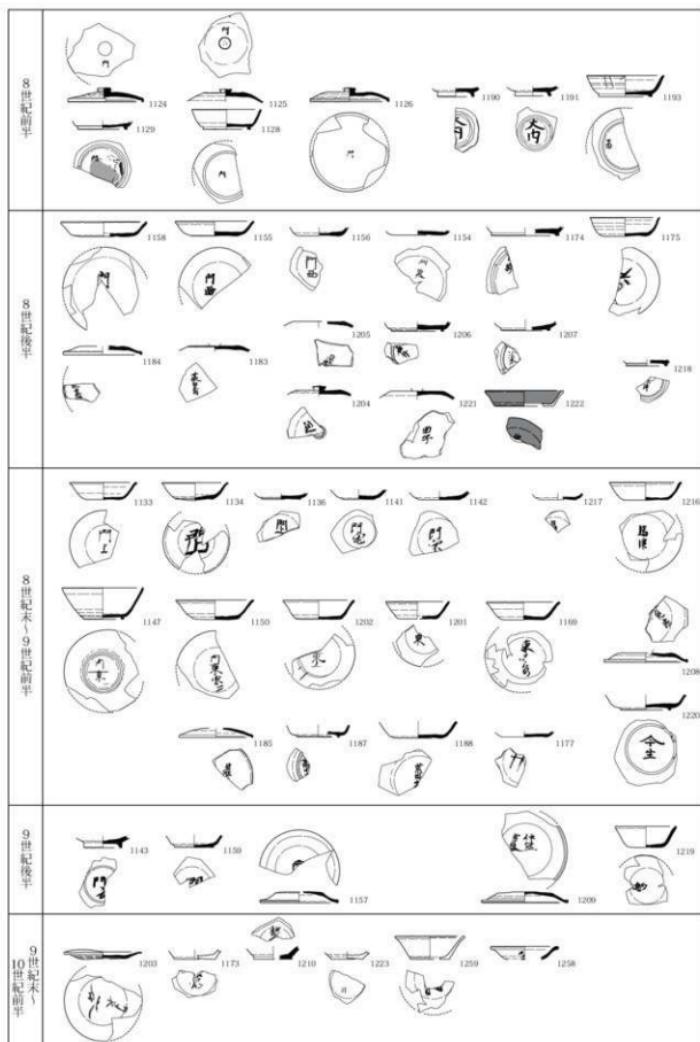
8世紀末～9世紀前半をピークとし、9世紀後半以降の資料は一気に減少する傾向にある。そうした中でも「門」関係では「門宅」「門」などが引き続き見られる。そして、前段階まで存在した「津」は見られないが、水運に関連する別の文字として9世紀後半には「深縁」⁽³⁾、「船」が存在することは大きな特徴である。

墨書き土器から見た遺跡の性格 墨書き土器全体の中で通時に主体となる文字は「門」であるが、「門」の示す意味は何であろうか。これまでに「門」を記した墨書き土器は全国で150点以上出土しており⁽⁴⁾、そのうち主要なものを検討した仲山英樹氏によれば、

- A. 墨書き土器における「門」は施設の意味を転じて居宅等の建物群、さらには集団である「家」や「宅」を指すものとして「家」「宅」「殿」の文字と同義である。「宅」は史料上の用例では屋や倉を含む一区画の施設であり出拳などに關わる農業経営の拠点を指すものだが、墨書き土器においては「宅」と「家」は同義として用いられた。
 - B. 「門」を記す墨書き土器は、①郡衙以下の官衙関連施設、②(村落内寺院や大規模集落を含む)有力農民層の居宅、の性格をもつ遺跡での出土例が目立つ。
 - C. 一般的に「家」は建物を指す文字であり、「殿」などと共に方位を冠されることが多い。
 - D. 「宅」は方位を冠する事例が極めて少なく、区分を要しない施設・建物に使用された。
- としている〔出越2006〕。

当遺跡の場合は仲山氏が指摘するB①にあたり、他の共伴遺物から見ても矛盾はない。ただ「門」の示す意味についてだが、「門+○」墨書き土器が出現する8世紀後半以降「門」に「宅」や「家」を加えるものが継続的に認められるので、当遺跡の場合は「門」と「宅」「家」が同義語として扱われていたとは考え難い。用例的には出越氏の指摘C・Dに合致し、「門」に方位そして「家」が組み合わされること、「宅」は「門」にのみ組み合わさることもそれを示唆する。よって、当遺跡の墨書き土器における「門」は、調査地を含む良田地域に置かれた官衙関連施設全体を指す文字と考える。なお、「門上」の「上」は基点から見た際の奥側(上手)を表す可能性と、その文字自体が官衙等を表している可能性〔仲山1997〕の二通りを想定しておきたい。

墨書き土器からすれば、初期の8世紀前半は「門」一字で土器の帰属施設を表記し、施設の拡充等に

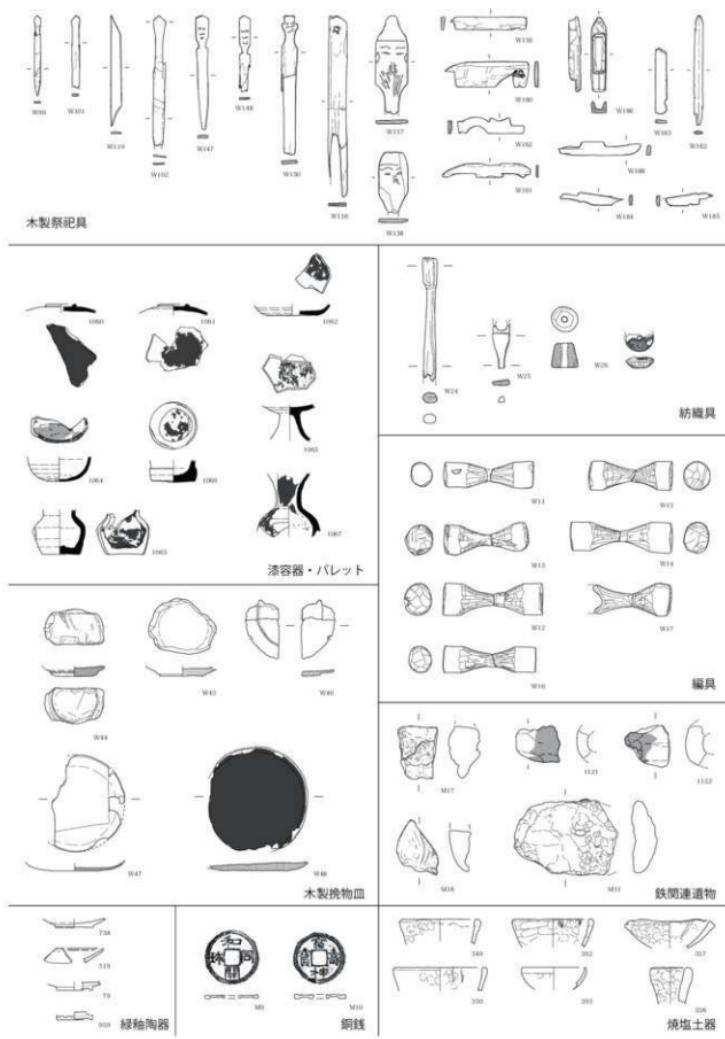


第307図 墨書き土器の組成と変遷

奈墨書き土器 S-1/8



第308図 主要遺物構成図(1)



第309図 主要遺物構成図（2）

第Ⅷ章 総括

起因してか8世紀後半以降に土器の使用（管理）場所を方位や「家」「宅」を組み合わせて明示するようになったが、次第に東側（または上手）の呼称のみで識別可能な状態に施設が集約、再編された可能性がある。ただ、「門宅」「門東」は文字の特徴や器種・法量に共通性が認められるので、供飲供食儀礼に用いられた土器とも考えられる。9世紀後半以降は土器に墨書きする行為自体が衰退する。

特筆すべきは、8世紀後半以降に見られる「津」「馬」「馬津」「船」である。港を表す「津」、そして「船」に加えて「馬」が含まれるのは、湖山池に面した当遺跡の施設が船で輸送する（された）物資を馬によって運送するための拠点だった可能性を示唆している⁽⁶⁾〔平川2014〕。

硯 文書事務に係る文房具として硯、そして水差しと考えられる小型の平瓶が出土している。硯のうち円面硯は1点のみで、他はすべて転用硯である。転用硯の土器型式から見て7世紀末以降継続的に文書事務が行われていることは疑いない。出土点数は硯全体で49点と少なく、1点あたりの使用頻度（期間）を考慮する必要もあるが、文字記載を行う業務の頻度は低く見積もらざるを得ない。

銅製腰帶具 腰帶具の型式学的検討を行った田中広明氏の研究によれば、素材・垂孔型式別に出土数量のピークが異なっており、銅製の大孔タイプ（巡方M5）は8世紀第Ⅱ四半期、細長孔タイプ（巡方M6、丸柄M7）は9世紀第Ⅰ四半期を主体とすること、Ⅱ類に分類される鉈尾は基本的に細長孔タイプの巡方、丸柄と共存することが指摘されている〔田中2003〕。その傾向からすれば、概ね8世紀前半から9世紀前半には当遺跡地内に腰帶を装着する人間が存在したと考えられる。

木製祭祀具 出土した木製祭祀具は、斎串が50点（図化、掲載できたもの）、人形12点、馬形24点（可能性があるものを含む）、舟形・武器形・鳥形等8点である。形代を出土遺構・層位から時期別に見た場合、8世紀以前は人形5点、馬形5点、舟形1点、武器形2点となり、9世紀以降は馬形の割合が相対的に増加する傾向が窺える。

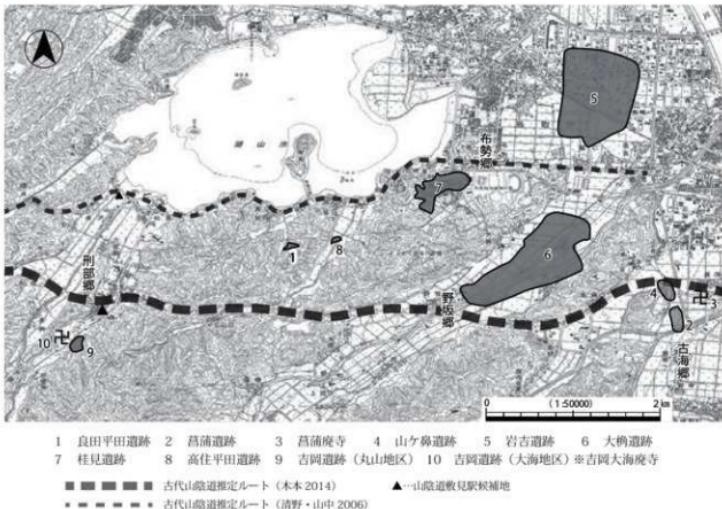
手工業生産関連遺物ほか 漆容器・パレット（漆工）、紡織具、編み具、鉄関連遺物（鍛錬鍛治溝、輪羽口）が出土しており、当遺跡では各種の手工業生産活動が行われていたようである。漆工に係るものとして、作業用に小分けされた貯蔵具やパレット（黒漆、透漆）が見られ、漆刷毛は出土していないが刷毛を使用した痕跡を示すもの（1063）があるため一連の工程が復元でき、その時期は7世紀末から8世紀前半と考えられる。紡織具はわずかで杼や織機を欠き、別地点で使用していたものが調査地内で廃棄された可能性があるだろう。木鍤は薦編みに使用されたと考えられる。鉄関連遺物に製鍊溝及び炉内滓が見られるが、鍛冶原料とともに搬入されたものであろう。

また、高級食器の挽物皿は8世紀以降、綠釉陶器は9世紀を通して見られ、少量だが奢侈品を保持している。製塩土器はすべて焼塩土器で、焼塩時の二次的な被熱痕跡を残すものも多い⁽⁷⁾。

各種手工業生産関連遺物は付近に工房の存在を窺わせるものの、出土量から推測される生産量は小規模なものである。ただ、生産から消費まで集約的かつ自給的な体制が整えていたとすれば、それを管理する上位者の存在を示唆している。手工業生産関連遺物以外に少量ながら農耕木具が出土し、3区西端から2区側にかけて水田が営まれていたことを勘案すれば、農業経営に携わっていた可能性もあるだろう。

（3）総括—古代における良田平田遺跡の性格と機能—

当遺跡には大宝令施行以前から国宰等が国内を移動する際に立ち寄って様々な便益を供される拠点的な施設が存在した可能性が高い。ただ、水路によって区画された範囲に整地して建物群を構築する



第310図 因幡國高草郡の主要遺跡

など計画的な施設配置が看取されるが、建物の規模は初期の段階から概して小さく同時並存の建物は一時期に2～3棟と推測される状況から見ても、拠点となる施設とはいへ高草郡古海郷に比定されている郡衙より下位の施設と想定される。腰帶を着装した人物が存在し、文書事務と定形的な木製祭祀具を用いた律令祭祀、小規模だが自給的な手工業生産を行なう姿は、官衙的な様相を示す。建物群や各種手工業関連遺物を検出したとはいへ狭隘な谷であることを考慮すれば、施設としては調査地周辺を含めたより広範囲に展開していた可能性を想定しておきたい⁽⁸⁾。

出土構及び遺物から見た遺跡の画期は9世紀で、建物群が谷部西側へ集中し、谷奥側を耕作地として利用するなど景観上も大きく変化している。「門」墨書き土器は「門上」「門宅」「門東」の定形的な表記となり、「東大家」も加えて想像を逞しくすれば、施設（敷地）東側に識別されるべき建物（家・大家）が存在したようである。米などの数量を記載したと見られる帳簿木簡や木製農耕土木具が出土するのもこの時期で、農業経営に関与していた可能性があり、官衙的でありながら多様な機能を有す状況はいわゆる末端官衙的な性格と評価されよう。当遺跡は天然の良港であった湖山池と古代山陰道を結ぶ水陸交通の要所に位置する立地環境にあって敷見駅の比定地にも近く（第310図）、そこに今前から官衙関連施設が存在する背景には、公による施設配置計画があったと推測する。その前提に立てば、国あるいは郡の出先機関としての性格を併せ持っていた可能性があるだろう。また、近接する高住平田遺跡では旧流路から「深縁」「深縁曹□〔司〕」墨書き土器が出土しており、官衙関連施設群が当遺跡も含め湖山池南岸に点在していたことを窺わせる。当遺跡では水運に係る墨書き土器が8世紀後半以降に「津」「馬津」「船」と9世紀後半段階まで継続的に認められるのに対し、高住平田遺跡では存続期間をほぼ同じくして「深縁曹□〔司〕」「深縁」「縁」といった沿岸地勢を表す墨書き土器が

第Ⅷ章 総括

見られ、両遺跡は一体的に捉えるべき性格を有している。

10世紀以降は耕作地が拡大し、建物と区画水路による施設造営計画も弛緩し始め転換期を迎えるが、それは律令制の崩壊と同調した動きと理解されよう。当地が平安時代末期に荒田保として成立したとされることを勘案すれば、それ以前に周辺田地が国衙領として掌握されていた可能性がある。

以上、良田平田遺跡の古代遺構群の性格と機能について整理、検討を加えた。当該時期、地域には高草郡の前身として令前に高草評が立評され、8世紀後半に東大寺莊園である高庭庄が点定される。本来であればそれらとの関係も含めて評価すべきであるが、課題として残った。

当遺跡の調査成果に加え、今後さらに資料が蓄積され、地域の歴史を明らかにするための研究が進展することに期待したい。

註

- (1) 17世紀末に完成したとされる『因幡民談記』の「郡都之部」には、高草郡に「荒田保」が存在したことが記されている。
- (2) 平川南氏は岡本簡の性格について、國名から書き出されていること、年齢的に少子にあたる若年層の人物が記されていることに注目し、9世紀後半という時期的背景からすれば、新羅との関係が悪化したことによつて日本海沿岸防備のための労働徵發に従事するものである可能性を指摘している（平川 2014）。
- (3) 平川南氏の御教示による。
- (4) 明治大学古代研究所全国墨書・刻書土器データベース（2010）による。
- (5) 仲山氏は下記文献において宇都宮市飛山城で出土した「門上」墨書き土器について、「上」を動詞として捉えれば「進上」の意、名詞を捉えれば「門上」=官衙へ対て目的の場所と推測している（仲山 1997）。当遺跡の場合、「門上」の筆跡や文字の体裁が不統一で土器の進上やその宛先（官衙）等を示すものではないと考える。
- (6) 平川南氏の御教示による。なお、水陸交通の要所における馬による輸送集団（「馬道」集団）のあり方については、（平川 2012）に詳しい。
- (7) 神野恵氏は都城出土の製塙土器を検討する中で製塙土器が工房間連携構や遺物とともに出土することが多い点に注目し、工房群に近づいて焼塙を行う焼塙工房が存在した可能性を指摘している（神野 2012）。
- (8) 調査地北側に広がる谷は湖池と、古代山陰道推定ルートへ抜ける里道が通る西側の谷を視野におさめることができ、土師器、須恵器の散布も認められる。

<参考文献>

- 今岡一三・平石 充・松尾充晶編 2006「青木遺跡Ⅱ（弥生～平安時代編）」鳥取県教育委員会
神野 恵・川越後一 2003「平城京出土の陶鏡」独立行政法人文化財研究所奈良文化財研究所編「古代の陶鏡をめぐる諸問題—地方における文書行政をめぐって—」
神野 恵 2012「都城の製塙土器」「第16回古代官衙・集落研究会 塩の生産・流通と官衙・集落 研究報告資料」独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
木本雅康 2014「因幡国多郡の古官道について」森本伸弘編「青谷上寺地遺跡13」鳥取県埋蔵文化財センター
下條信行 1998「II 石器の盛衰」研究代表者 下條信行「日本における石器から鉄器への転換形態の研究」平成7年度～平成9年度科学研修費補助金（基盤研究B）研究成果報告書
田中正利編 2012「高住平田遺跡I」鳥取県教育委員会
中尾智行編 2013「高住平田遺跡II」鳥取県教育委員会
田中広明 2003「地方の豪族と古代の官人」KASHIWA 学術ライブライヤー 01、柏書房
出越茂和 2006「古代における方位黒書土器—北隣を中心にして—」吉岡康暢先生古希記念論集刊行会編「吉岡康暢先生古希記念論集 陶磁器の社会史」
仲山英樹 1997「出土文字資料にみる「門」と「家」「研究紀要 第5号」財團法人柳原県文化振興事業団埋蔵文化財センター
平川 南 2012「古代社会と馬—東国四府と栗原郡、「馬道」集団—」鈴木清民編「日本古代の地域社会と周縁」吉川弘文館
平川 南 2014「出土文字から日本海沿岸地城を読む」鳥取県古代文化センター「よみがえる古代からのメッセージ～木簡が語る古代社会の実像～」鳥取県古代文化センターシンポジウム資料
山本 崇・高尾浩司・藤井裕之 2014「鳥取県良田平田遺跡の出土文字資料」独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所編「奈良文化財研究所紀要 2014」
山本 崇 2014「因幡・伯耆の木簡」鳥取県古代文化センター「よみがえる古代からのメッセージ～木簡が語る古代社会の実像～」鳥取県古代文化センターシンポジウム資料

報告書抄録

ふりがな	よしだひらたいせき						
書名	良田平田遺跡						
副書名	一般国道9号(鳥取西道路)の改築に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書						
卷次	XIV						
シリーズ名							
シリーズ番号							
編著者名	高尾浩司、後藤信義						
編集機関	公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室						
所在地	〒680-1133 鳥取県鳥取市源太12番地 電話(0857)51-7552						
発行年月日	2014(平成26)年12月19日						
ふりがな 所取遺跡名	ふりがな 所 在 地	コード 市町村	北緯	東経	調査期間	調査面積	調査原因
良田平田遺跡	鳥取県鳥取市 良田平田場、 字口ノ谷、 字平田	31201	1-419	35°29'36"	134°9'11"	20110421 ～ 20111128	4,790m ²
					20120423 ～ 20120831	1,500m ²	国道9号(鳥取西 道路)道路改築工 事
所取遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物、特記事項			
良田平田遺跡	集落衛生	弥生時代	溝	弥生土器、石器(石斧、石庖丁等)、木製品(木庖丁)			
		古墳時代	掘立柱建物跡 土坑(井戸) 自然流路	土師器、須恵器、石器(管玉、勾玉、素材剥片)			
		古代	掘立柱建物跡 溝 土坑 水田遺構	土師器、須恵器、土製品、木製品(容器、祭祀具、建豪材等)、石器(砾石)、銅製品(錢貨、帶金具)、鐵閏連遺物(製練滓、鍛冶滓、礪羽口)等 文字関連資料(木簡16点、墨書き土器169点、円面鏡、転用鏡)			
		中世～近世	水田遺構	陶磁器、木簡3点			
		要約		良田平田遺跡は、湖山池南岸の小閣析谷に位置する。遺跡が立地する小閣析谷の開発は溝文時代晚期に遡る可能性が高く、弥生時代中期には生産活動が道路周辺に及んでいたことが出土遺物や自然科学分析の結果から推測される。続く古墳時代には掘立柱建物、井戸が構築されており、集落が営まれる。管玉、勾玉の製品以外にも素材剥片が出土しており、北側丘陵に展開する高住古墳群・良田古墳群との関連も窺われる。古代においては3区・4区が位置する枝谷に溝で区画された掘立柱建物群が構築され、溝から出土した木簡や墨書き土器、現といった文字関連資料、銅製帶金具、韁串・形器などの木製祭祀具からすれば遺跡地内に官衙関連施設が存在したと考えられる。出土した木簡には7世紀末に遡る可能性が高い文書木簡(前白木簡)。国郡都邑名及び人物の姓名が記された9世紀代の記録木簡が見られるほか、墨書き土器の中に良田の地の旧称「荒田」を記すもののが含まれるなど、当地域の歴史を明らかにするうえで重要な知見を得ることができた。中世以降は棚田状の水田が営まれ、現在に至るまで耕作地として利用されている。			

一般国道9号（鳥取西道路）の改築に伴う
埋蔵文化財発掘調査報告書Ⅵ

鳥取県鳥取市

良田平田遺跡

第1分冊【本文編】

発行 2014年12月19日

編集 公益財団法人鳥取県教育文化財団調査室

発行者 鳥取県教育委員会

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

電話 (0857) 26-7525

印刷 勝美印刷株式会社
